

別紙

諮問第1553号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った「晴海選手村整備に関し、2015年度に東京都が事業協力者との間で行った協議の詳細がわかる協議議事録等の文書（メモ等を含む）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年12月25日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書は保存期間の満了により既に廃棄しており存在しないとして、本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年4月20日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年6月16日に実施機関から理由説明書を、同年7月26日に審査請求人から意見書を收受し、令和4年11月29日（第232回第一部会）から令和5年2月27日（第235回第一部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京2020大会選手村整備及びレガシー検討について

実施機関は、中央区晴海地区において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の選手村の整備及び大会後のレガシーとなるまちづくり（以下「本件事業」という。）を実施している。

選手村を限られた時間の中で確実に整備するとともに、大会後のレガシーとして、より魅力あるまちとしていくため、実施機関は計画策定の段階から民間事業者のノウハウを取り入れていくことを目的に事業協力者を公募した。

その後、平成27年4月23日付けで公募により決定した事業協力者とおよそ1年間にわたって検討（以下「レガシー検討」という。）を行った。事業協力者と共に実施したレガシー検討の結果、実施機関は、「東京2020大会後の選手村におけるまちづくりの整備計画」（以下「整備計画」という。）を取りまとめ、平成28年3月に公表した。

整備計画の公表後、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業として着手し、本件事業により整備した建築物の一部については、既に分譲等も開始しているところである。

イ 本件非開示決定について

本件開示請求の内容は「晴海選手村整備に関し、2015年度に東京都が事業協力者との間で行った協議の詳細がわかる協議議事録等の文書（メモ等を含む）」（以下「本件請求文書」という。）を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件請求文書の保存期間は適切に定められていたか、また、保存期間満了後の文書管理と廃棄は適切であったか、さらに、本件開示請求に係る文書が全て不存在なのかについて審査を求めると主張する。

これに対して実施機関は、本件請求文書である整備計画の検討段階における実施機関と事業協力者との協議に係る議事録等は、検討の進捗に合わせて随時発生し、かつ、短期に破棄して支障のない文書であり、検討内容を整備計画として取りまとめて公表した時点で、事務の遂行上不要となったと説明する。よって、東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号。以下「文書管理規則」という。）2条17号の資料文書に該

当する保存期間が1年未満の公文書であって、事務遂行上必要な期間が終了したものと
して、保存期間の満了により廃棄しており、この取扱いは、妥当であると主張する。

(ア) 本件請求文書の保存期間について

審査会が確認したところ、実施機関における公文書の管理は、文書管理規則に基づき行われている。文書等の保存期間については、文書管理規則46条1項において、30年、10年、5年、3年、1年、1年未満の6種であると規定されており、47条4項において、局長は、保存期間の基準等に基づき、その所管する局の公文書に係る文書保存期間・移管基準表（以下「文書管理基準表」という。）を定めるものと規定されている。

また、文書管理規則48条1項により、主務課長は、文書管理基準表に従い、その所管する課の公文書の保存期間等を適切に定めなければならないとされ、同条2項により、主務課長は、その所管する課の公文書を、前項の規定により定めた保存期間が満了する日までの間、適切に保存しなければならないと規定されている。

そして、保存期間が満了する日については、文書管理規則48条4項1号において、保存期間が1年未満の公文書は「当該公文書を職務上作成し、又は取得した日から起算して一年未満の期間内において事務遂行上必要な期間の終了する日」と規定され、同項2号において、保存期間が1年未満以外の公文書は「当該公文書を職務上作成し、又は取得した日の属する会計年度の翌会計年度の初めから起算して当該保存期間が表示する期間の終了する日」と規定されている。

審査会が実施機関における平成27年度当時の文書管理基準表を確認したところ、「市街地再開発事業の企画及び調査」という大項目の中に、「企画、調査、計画作成」に係る「軽易な資料等」として、保存期間が1年未満の区分と、「基本計画の作成」に係る「作成、協議」として、保存期間が5年の区分があることが確認できた。

実施機関の説明によると、本件請求文書は当時の文書管理基準表において、「市街地再開発事業の企画及び調査」の「企画、調査、計画作成」に係る「軽易な資料等」として保存期間が1年未満に分類されており、既に廃棄済みとのことである。

実施機関が本件請求文書の保存期間を1年未満としたことが妥当かどうかについて検討するため、実施機関に説明を求めたところ、当該文書管理基準表の「市街地再開発事業の企画及び調査」の「基本計画の作成」に係る「作成、協議」に該当し

得るものは、公印付きの文書で協議や回答を行うといった、最終的な意思確認を行うもの等を想定しているとのことであった。これに対し、本件請求文書は、整備計画の検討段階において、検討の進捗に合わせて随時発生し、かつ、短期に廃棄して支障のない文書であることから、当該分類には該当しないとの説明があった。

審査会が検討するに、公印付きの文書で協議や回答を行うといった、最終的な意思確認を行う場合等の文書の保存期間を5年とし、一方で整備計画の検討段階において、検討の進捗に合わせて随時発生し長期の保存を要しない文書の保存期間を1年未満とすることは、文書の重要度に応じて保存期間を決定しようとするものであり、不合理なものではない。また、本件請求文書である整備計画の検討段階における実施機関と事業協力者との協議に係る議事録等は、検討内容を整備計画として取りまとめて公表した時点で、事務の遂行上、保存の必要性は失われるものといえ、実施機関が当時の文書管理基準表において、「市街地再開発事業の企画及び調査」の「企画、調査、計画作成」に係る「軽易な資料等」に該当するとして保存期間を1年未満のものとした判断に問題はないと認められる。

(イ) 保存期間満了後の廃棄について

文書管理規則53条は、主務課長は、公文書がその保存期間を満了したときは、東京都公文書館（以下「公文書館」という。）に移管する場合を除き、当該公文書を廃棄する旨規定している。そして、平成27年度当時の文書管理規則は、公文書館に引き継ぐ公文書について、保存期間が長期の公文書及び当該公文書以外の公文書で公文書館の長が引継ぎを求めたものと規定していたことから、当時、実施機関が保存期間1年未満に区分した本件請求文書を公文書館に引き継ぐことなく廃棄したことは、文書管理規則の運用として問題はないと認められる。

(ウ) 本件請求文書の不存在について

審査請求人は、本件請求文書が全て不存在なのかについても審査を求めると主張する。

本件開示請求の内容を踏まえ検討すると、実施機関の説明によれば、事業協力者との間で行った協議は、整備計画を取りまとめるための協議とのことである。協議の結果取りまとめられた整備計画は、実施機関のホームページに掲載されており、

審査会において内容を確認したところ、東京2020大会後のまちづくりについての概要が記載されたものであり、協議の詳細が分かる協議議事録等の文書とはいえないことから、整備計画は本件請求文書に該当しないものと認められる。

また、整備計画を平成28年3月に公表した後、実施機関は、晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の認可を取得するために、事業計画を作成している。これは当時の実施機関の文書管理基準表において「市街地再開発事業」の「事業計画」に係る「事業計画案の作成及び決定」に該当し、保存期間5年の公文書であるとのことである。審査会が当該事業計画を見分したところ、整備計画をより具体化した図面や具体的な計画内容で構成されており、審査請求人の求める協議の詳細が分かる協議議事録等の文書ではないことを確認した。

さらに、本件請求文書について実施機関で改めて探索を行ったが、当該文書は不存在であったとのことであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件請求文書について不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子